

市 会 議 案

平成27年9月定例会（平成27年9月10日提出）

名 古 屋 市

目 次

平成27年第 98 号議案	名古屋市有料自転車駐車場条例の制定について……………	1頁
平成27年第 99 号議案	名古屋市空家等対策の推進に関する条例の一部改正に ついて……………	17頁
平成27年第100号議案	名古屋市下水汚泥固形燃料化施設整備運営事業者選定 審議会条例の制定について……………	27頁
平成27年第101号議案	名古屋市地域防災計画に定める大規模な工場その他の 施設の用途及び規模を定める条例の一部改正について…	31頁
平成27年第102号議案	名古屋市営住宅条例の一部改正について……………	33頁
平成27年第103号議案	火災予防条例の一部改正について……………	35頁
平成27年第105号議案	財産の取得について……………	47頁
平成27年第106号議案	契約の一部変更について……………	49頁
平成27年第107号議案	指定管理者の指定について……………	51頁
平成27年第108号議案	都市公園を設置すべき区域の変更について……………	53頁
平成27年第109号議案	市道路線の認定及び廃止について……………	57頁
平成27年第110号議案	公の施設の区域外設置について……………	81頁
平成27年第111号議案	公の施設の区域外設置について……………	83頁
平成27年第112号議案	公の施設の区域外設置について……………	85頁
平成27年第113号議案	公の施設の区域外設置について……………	87頁

平成27年第98号議案

名古屋市有料自転車駐車場条例の制定について

名古屋市有料自転車駐車場条例を次のとおり定めるものとする。

平成27年 9 月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市有料自転車駐車場条例

(設置)

第1条 自転車等の放置の防止に資するとともに、自転車等の利用者の利便の増進を図るため、本市に有料の自転車駐車場（以下「有料自転車駐車場」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車等 自転車及び原動機付自転車をいう。
- (4) 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための

施設をいう。

(名称及び位置)

第3条 有料自転車駐車場の名称は、別表第1のとおりとする。

2 有料自転車駐車場の位置は、規則で定める。

(供用時間)

第4条 有料自転車駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

ただし、自転車等を有料自転車駐車場に入場させ、又は有料自転車駐車場から出場させることができる時間（以下「入出場の取扱い時間」という。）は、規則で定める。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の供用時間を変更することができる。この場合においては、市長は、変更した供用時間を告示しなければならない。

(利用料金)

第5条 有料自転車駐車場を利用する者は、第12条の規定により当該施設の管理を行わせる指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第2（駐車ますの幅が0.6メートル（原動機付自転車にあっては、0.8メートル）を超える有料自転車駐車場にあっては、別表第3）に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、回数駐車券等（回数駐車券その他の指定管理者が市長の承認を得て定める駐車券をいう。以下同じ。）を発行することができる。この場合の利用料金の額は、規則で定めるところにより、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第7条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、定期駐車券

及び回数駐車券等を交付した場合において、有料自転車駐車場の休止その他特別の理由が生じたときには、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(駐車の拒否)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車を拒否することができる。

- (1) 有料自転車駐車場の構造上駐車させることができない自転車等を駐車させようとするとき。
- (2) 有料自転車駐車場の施設及び人体に危険を及ぼすおそれのある物品を積載した自転車等を駐車させようとするとき。
- (3) 有料自転車駐車場の施設その他の物件を毀損するおそれのあるとき。
- (4) 前3号のほか、有料自転車駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第9条 有料自転車駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自転車等の駐車を妨げること。
- (2) 有料自転車駐車場の施設その他の物件又は駐車中の自転車等を汚染し、又は毀損するおそれのある行為をすること。
- (3) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
- (4) 前3号のほか、有料自転車駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(休止)

第10条 市長は、有料自転車駐車場の整備工事その他の理由により必要があると認めるときは、有料自転車駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

2 市長は、前項の規定により有料自転車駐車場の供用を休止しようとするとき又は休止している有料自転車駐車場の供用を開始しようとするときは、その旨を告示しなければならない。

(有料自転車駐車場の利用に関する標識)

第11条 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の3の規定により有料自転車

駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 利用料金の額
- (2) 入出場の取扱い時間
- (3) 利用料金の徴収方法
- (4) その他有料自転車駐車場の利用に関し必要と認められる事項

2 前項の標識は、有料自転車駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

(指定管理者)

第12条 有料自転車駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第13条 市長は、有料自転車駐車場の指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 有料自転車駐車場の指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

- (1) 市民の平等利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、有料自転車駐車場の設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) 次の表に掲げる施設の指定管理者の指定を受けようとする者にあつては、同表に掲げる施設に併設する許可自転車駐車場（道路法第32条第1項の規定による許可を受けて設置される自転車駐車場であつて、市長が告示したものをいう。）を設置し、一体的に管理することができること。

池下駅自転車駐車場
今池駅自転車駐車場
覚王山駅自転車駐車場

本山駅自転車駐車場
新栄町駅自転車駐車場
ナゴヤドーム前矢田駅自転車駐車場
黒川駅自転車駐車場
志賀本通駅自転車駐車場
平安通駅自転車駐車場
上小田井駅自転車駐車場
浄心駅自転車駐車場
浅間町駅自転車駐車場
名古屋駅自転車駐車場
国際センター駅自転車駐車場
中村区役所駅自転車駐車場
中村公園駅自転車駐車場
本陣駅自転車駐車場
金山総合駅自転車駐車場
鶴舞駅自転車駐車場
東別院駅自転車駐車場
いりなか駅自転車駐車場
川名駅自転車駐車場
八事駅自転車駐車場
総合リハビリセンター駅自転車駐車場
瑞穂運動場東駅自転車駐車場
妙音通駅自転車駐車場
神宮前駅自転車駐車場
伝馬町駅自転車駐車場
高畑駅自転車駐車場
大江駅自転車駐車場
徳重駅自転車駐車場
鳴子北駅自転車駐車場
藤が丘駅自転車駐車場

塩釜口駅自転車駐車場

4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、有料自転車駐車場の供用時間及び入出場の取扱い時間の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

2 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 有料自転車駐車場を一般の利用に供すること。
- (2) 有料自転車駐車場の維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日までに有料自転車駐車場（今池駅自転車駐車場、新栄町駅自転車駐車場、浄心駅自転車駐車場、浅間町駅自転車駐車場、名古屋駅自転車駐車場、国際センター駅自転車駐車場、中村区役所駅自転車駐車場、中村公園駅自転車駐車場、本陣駅自転車駐車場、金山総合駅自転車駐車場、鶴舞駅自転車駐車場、東別院駅自転車駐車場、川名駅自転車駐車場、妙音通駅自転車駐車場、徳重駅自転車駐車場、藤が丘駅自転車駐車場及び塩釜口駅自転車駐車場に限る。）の指定管理者の指定をしようとする場合は、第13条第1項の規定にか

かわらず、市長は、同条第3項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができる。

- 3 この条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続並びに同条例第13条及び前項の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正)

- 4 名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和63年名古屋市条例40号)の一部を次のように改正する。

	「第4章 自転車駐車場の利用(第25条・第25条の2)」	
目次中	第5章 自転車等駐車対策協議会(第26条)	「第4
	第6章 雑則(第27条)	を 第5
	第7章 罰則(第28条・第29条)	第6

章 自転車等駐車対策協議会(第25条)

章 雑則(第26条) に改める。

章 罰則(第27条・第28条) 」

第4章を削る。

第26条第6項中「前5項」を「前各項」に改め、第5章中同条を第25条とする。

第5章を第4章とする。

第6章中第27条を第26条とし、同章を第5章とする。

第7章中第28条を第27条とし、第29条を第28条とし、同章を第6章とする。

(名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例第25条第1項の規定により利用区分が1箇月又は3箇月の整理に要する費用を前納した者に係る施行日以後の利用については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

名称
池下駅自転車駐車場
今池駅自転車駐車場
覚王山駅自転車駐車場
自由ヶ丘駅自転車駐車場
茶屋ヶ坂駅自転車駐車場
名古屋大学駅自転車駐車場
吹上駅自転車駐車場
本山駅自転車駐車場
大曾根駅自転車駐車場
新栄町駅自転車駐車場
砂田橋駅自転車駐車場
ナゴヤドーム前矢田駅自転車駐車場
上飯田駅自転車駐車場
黒川駅自転車駐車場
志賀本通駅自転車駐車場
平安通駅自転車駐車場
上小田井駅自転車駐車場
浄心駅自転車駐車場
庄内通駅自転車駐車場
庄内緑地公園駅自転車駐車場
浅間町駅自転車駐車場
名古屋駅自転車駐車場
烏森駅自転車駐車場
国際センター駅自転車駐車場
中村区役所駅自転車駐車場
中村公園駅自転車駐車場
八田駅自転車駐車場
本陣駅自転車駐車場

金山総合駅自転車駐車場
鶴舞駅自転車駐車場
東別院駅自転車駐車場
いりなか駅自転車駐車場
川名駅自転車駐車場
御器所駅自転車駐車場
八事駅自転車駐車場
八事日赤駅自転車駐車場
新瑞橋駅自転車駐車場
桜山駅自転車駐車場
総合リハビリセンター駅自転車駐車場
堀田駅自転車駐車場
瑞穂運動場西駅自転車駐車場
瑞穂運動場東駅自転車駐車場
瑞穂区役所駅自転車駐車場
妙音通駅自転車駐車場
神宮前駅自転車駐車場
伝馬町駅自転車駐車場
荒子駅自転車駐車場
小本駅自転車駐車場
高畑駅自転車駐車場
中島駅自転車駐車場
春田駅自転車駐車場
南荒子駅自転車駐車場
荒子川公園駅自転車駐車場
稲永駅自転車駐車場
名古屋競馬場前駅自転車駐車場
野跡駅自転車駐車場
大江駅自転車駐車場
笠寺駅自転車駐車場

桜本町駅自転車駐車場
柴田駅自転車駐車場
大同町駅自転車駐車場
鶴里駅自転車駐車場
小幡駅自転車駐車場
相生山駅自転車駐車場
大高駅自転車駐車場
神沢駅自転車駐車場
徳重駅自転車駐車場
鳴子北駅自転車駐車場
鳴海駅自転車駐車場
一社駅自転車駐車場
上社駅自転車駐車場
藤が丘駅自転車駐車場
本郷駅自転車駐車場
塩釜口駅自転車駐車場
野並駅自転車駐車場
原駅自転車駐車場
平針駅自転車駐車場

別表第2（第5条関係）

車種	利用区分	利用料金の上限額
自転車	1回（継続する24時間以内の利用をいう。以下この表において同じ。）	100円
原動機付自転車	1回	200円
備考		
<p>1 自転車に係る定期駐車券の利用料金の額は、次の各号に掲げる定期駐車券の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>(1) 一般定期券（次号及び第3号に掲げる場合以外の場合に発行する定期駐車券をいう。） 利用に係る月数（12月を超えないものとする。以下この表において同じ。）に1,750を乗じて得た額に250を加えた額</p> <p>(2) 学生定期券甲（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学並びに高等専門学校の第4学年及び第5学年、同法第124条に規定する専修学校（高等課程を除く。）並びに同法第134条第1項に規定する各種学校（次号に掲げるものを除く。）に在学する者が通学のため利用する場合に発行する定期駐車券をいう。） 利用に係る月数に1,450を乗じて得た額に250を加えた額</p> <p>(3) 学生定期券乙（学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び高等専門学校の第3学年以下、同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）並びに同法第134条第1項に規定する各種学校（主として外国人の児童及び生徒に対して学校教育に類する教育を行うものに限る。）に在学する者が通学のため利用する場合に発行する定期駐車券をいう。） 利用に係る月数に1,250を乗じて得た額に250を加えた額</p> <p>2 原動機付自転車に係る定期駐車券の利用料金の額は、利用に係る月数に3,000を乗じて得た額に500を加えた額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p>		

別表第3（第5条関係）

車種	利用区分	利用料金の上限額
自転車	1回（継続する24時間以内の利用をいう。以下この表において同じ。）	200円
原動機付自転車	1回	400円
備考		
<p>1 自転車に係る定期駐車券の利用料金の額は、利用に係る月数（12月を超えないものとする。以下この表において同じ。）に3,500を乗じて得た額に500を加えた額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>2 原動機付自転車に係る定期駐車券の利用料金の額は、利用に係る月数に6,000を乗じて得た額に1,000を加えた額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p>		

（理由）

この案を提出したのは、有料自転車駐車を公の施設として設置し、有料自転車駐車の管理を指定管理者に行わせる等の必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例 (抜すい)

目次

第 1 章 }
) } (略)
第 3 章 }

第 4 章 自転車駐車場の利用 (第25条・第25条の2)

第 4 章 自転車等駐車対策協議会 (第25条)
第 5 章 第26条

第 5 章 雑則 (第26条)
第 6 章 第27条

第 6 章 罰則 (第27条・第28条)
第 7 章 第28条・第29条

附則

第 4 章 自転車駐車場の利用

(自転車駐車場の利用)

第25条 本市が設置する自転車駐車場のうち規則で定めるものを利用しようとする者は、次の各号に掲げる額の範囲内において規則で定める額の整理に要する費用を前納しなければならない。

(I) 自転車

ア 1回 (継続する24時間以内の利用をいう。以下この条において同じ。)

につき 100 円

イ 1箇月につき 2,000 円

ウ 3箇月につき 5,500円

(2) 原動機付自転車

ア 1回につき 200円

イ 1箇月につき 3,500円

ウ 3箇月につき 9,500円

2 市長は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、前項の費用を減免することができる。

3 既納の第1項の費用は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(自転車駐車場の利用に関する標識)

第25条の2 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の3の規定により本市が設置する自転車駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

(1) 前条第1項の費用の額

(2) 利用することができる時間

(3) 前条第1項の費用の徴収方法

(4) その他自転車駐車場の利用に関し必要と認められる事項

2 前項の標識は、自転車駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

第4章 (略)
第5章

(自転車等駐車対策協議会)

第25条 (略)
第26条

2 }
5 } (略)
5 }

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、
規則で定める。

第5章
第6章 (略)

(委任)

第26条
第27条 (略)

第6章
第7章 (略)

(罰則)

第27条 }
第28条 } (略)
第28条 }
第29条 }

平成27年第99号議案

名古屋市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

名古屋市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成27年9月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市空家等対策の推進に関する条例（平成26年名古屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、認定基準」を削り、「あわせて」を「併せて」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「空家等」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。

2 この条例において「特定空家等」とは、法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。

第7条を次のように改める。

（調査）

第7条 市長は、法第9条第1項及び第2項の規定による調査のほか、空家等

の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

第8条中「前条第1項」を「前条」に改める。

第9条を次のように改める。

(特定空家等に対する措置)

第9条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第14条第1項から第3項までの規定による措置を講ずるものとする。

2 市長は、法第14条第3項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、名古屋市空家等対策審議会条例（平成26年名古屋市条例第50号）第1条の規定に基づき設置する名古屋市空家等対策審議会の意見を聴かなければならない。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条中「市長は、」の次に「法及び」を加え、同条を第13条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り上げる。

第18条中「この条例」を「法及びこの条例」に改め、同条を第17条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年11月1日から施行する。

(名古屋市空家等対策審議会条例の一部改正)

2 名古屋市空家等対策審議会条例（平成26年名古屋市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「名古屋市空家等対策の推進に関する条例（平成26年名古屋市条例第35号）第9条第3項」を「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項」に改める。

(理 由)

この案を提出したのは、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

1 名古屋市空家等対策の推進に関する条例 (抜すい)

(目的)

第1条 この条例は、適切な管理が行われていない空家等が防災、防犯、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空家等に関する対策の推進について、所有者等及び市の責務を明らかにするとともに、市民等による情報の提供、対策計画、調査、情報の収集、措置、~~認定~~、~~基準~~、活用、未然防止等に関し必要な事項を定め、もって地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「空家等」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成26年法律第127号。以下「法」という。) 第2条第1項に規定する 建築物又はこれに附属する工作物 であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地 (立木その他の土地に定着する物を含む。) をいう。

2 この条例において「特定空家等」とは、法第2条第2項に規定する特定空家等 保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であると認められる空家等 をいう。

(調査)

第7条 市長は、法第9条第1項及び第2項の規定による調査のほか、 空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、第9条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(情報の収集)

第8条 市長は、前条第1項に規定する調査を行うに当たっては、空家等の所有者等の特定に資する情報を有すると思われる者からの報告の聴取、実地調査、登記簿に関する調査、近隣住民への協力要請、市の保有する各種情報の利用その他の空家等の所有者等を把握するために必要な措置を講じなければならない。

(特定空家等に対する措置)

第9条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第14条第1項から第3項までの規定による措置を講ずるものとする。

修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすること

ができる。

- 2 市長は、法第14条第3項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特
じめ、名古屋市空家等対策審議会条例（平成26年名古屋市条例第50号）第1
定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた
条の規定に基づき設置する名古屋市空家等対策審議会の意見を聴かなければ
者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺
ならない。

の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができ
る。

- 3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告
に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、
その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを
命ずることができる。

- 4 市長は、名古屋市行政手続条例（平成7年名古屋市条例第17号）第12条第
1項の規定に基づき、前項の規定による命令に関する基準を定め、かつ、こ
れを公にしなければならない。

- 5 市長は、第3項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、専
門的知識を有する者の意見を聴かななければならない。この場合において、市
長の附属機関として、審議会を置くことができる。

- 6 市長は、第3項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、そ
の措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並
びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を
命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する
機会を与えなければならない。

- 7 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 8 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 9 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 10 第8項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 11 市長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第3項の規定による命令については、名古屋市行政手続条例第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。
- （特定空家等認定基準の策定）

第10条 市長は、特定空家等の認定について、特定空家等認定基準を定めるも

のとする。

2 市長は、特定空家等認定基準を定め、又はこれを改定したときは、これを

公表しなければならない。

第10条 }
第11条 } (略)
第12条 }
第13条 }

(関係機関との連携)

第13条 市長は、法及びこの条例の施行のため必要があると認めるときは、国、
第14条 県等の関係機関に対し、必要な情報を提供し、協力を求めることができる。

第14条 }
第15条 } (略)
第16条 }
第17条 }

第17条 法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。
第18条

2 名古屋市空家等対策審議会条例（抜すい）

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条
名古屋市空家等対策の推進に関する条例（平成26年名古屋市条例第35号）

第3項
第9条第3項に規定する措置命令に関すること。

(2) (略)

2 (略)

(参考 2)

参 照 条 文

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

抜すい

(定義)

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(立入調査等)

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入つて調査をさせることができる。

3 }
4 } (略)
5 }

(特定空家等に対する措置)

第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な

措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 }
5 } (略)
15 }

平成27年第 100 号議案

名古屋市下水汚泥固形燃料化施設整備運営事業者選定審議会条例
の制定について

名古屋市下水汚泥固形燃料化施設整備運営事業者選定審議会条例を次のとおり定めるものとする。

平成27年 9 月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市下水汚泥固形燃料化施設整備運営事業者選定審議会条例

(設置)

第1条 本市に下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の附属機関として、名古屋市下水汚泥固形燃料化施設整備運営事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、管理者の諮問に応じ、本市が設置する下水汚泥固形燃料化施設の整備運営事業を実施する民間事業者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を管理者に答申するものとする。

2 審議会は、前項に掲げる事項について必要があると認めるときは、管理者に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干

人を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱された日から第2条第1項の諮問に対する答申を管理者が受けた日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は管理者が特に必要と認める者の中から調査審議事項を明示して管理者が委嘱する。

2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、第2条第1項の諮問に対する答申を管理者が受けた日限り、その効力を失う。

(理 由)

この案を提出したのは、下水汚泥固形燃料化施設の整備運営事業を実施する民間事業者の選定に関し、必要な事項を調査審議させるため、名古屋市下水汚泥固形燃料化施設整備運営事業者選定審議会を設置する必要があるによる。

平成27年第 101 号議案

名古屋市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途
及び規模を定める条例の一部改正について

名古屋市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を
定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成27年 9 月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途
及び規模を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を
定める条例（平成26年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第15条第 1 項第 3 号ハ」を「第15条第 1 項第 4 号ハ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、水防法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案 / 現 行)

名古屋市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途
及び規模を定める条例（抜すい）

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項^{第4号}_{第3号}ハの規定に基づき、名古屋市地域防災計画に大規模な工場その他の施設の名称及び所在地を定める場合における当該施設の用途及び規模を定めるものとする。

平成27年第 102 号議案

名古屋市営住宅条例の一部改正について

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成27年 9 月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「第30条」を「第40条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案 / 現 行)

名古屋市営住宅条例 (抜すい)

(入居者の資格)

第 5 条 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 21 条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 40 条
第 30 条に規定する居住制限者は、同項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号、第 7 号及び第 8 号の条件を具備することを要しない。

4 (略)

平成27年第 103 号議案

火災予防条例の一部改正について

火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成27年 9 月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項中「(6) 項イ」を「(6) 項イ (4)」に改める。

第49条に次の1項を加える。

- 3 令第21条第1項第3号の規定により自動火災報知設備を設けなければならない防火対象物のうち、次に掲げるものについては、規則第23条第4項第1号へに掲げる部分にも、感知器、地区音響装置及び発信機を設けなければならない。
 - (1) 令別表第1(12)項から(14)項までに掲げるいずれかの用途に供する部分の上階を、同表(5)項口に掲げる用途に供するもの（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当するものを除く。）
 - (2) 延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第45条第1項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、消防法施行令等の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

火災予防条例 (抜すい)

(消火器)

第45条 令第10条第1項に定めるもののほか、令別表第1(16)項に掲げる防火対象物のうち、同表(1)項口、(3)項から(5)項まで、 $\frac{(6) \text{ 項イ (4)}}{(6) \text{ 項イ}}$ 、八及び二並びに(7)項から(15)項までの用途に供する部分を有するもので、延べ面積が150平方メートル以上のものには、各用途に供する部分ごとに消火器を設けなければならない。

2 }
5 } (略)
4 }

(自動火災報知設備)

第49条 (略)

2 (略)

3 令第21条第1項第3号の規定により自動火災報知設備を設けなければならない防火対象物のうち、次に掲げるものについては、規則第23条第4項第1号へに掲げる部分にも、感知器、地区音響装置及び発信機を設けなければならない。

(1) 令別表第1(12)項から(14)項までに掲げるいずれかの用途に供する部分の上階を、同表(5)項口に掲げる用途に供するもの(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当するものを除く。)

(2) 延べ面積が 1,000平方メートル以上のもの

(参考 2)

参 照 条 文

1 消防法施行令（昭和36年政令第37号）抜すい 新旧対照 $\left(\begin{array}{l} \text{改正後} \\ \text{改正前} \end{array}\right)$

(消火器具に関する基準)

第10条 消火器又は簡易消火用具（以下「消火器具」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

(1) 別表第1 (1) 項イ、(2) 項、 $\frac{(6) \text{ 項イ (1) から (3) まで及びロ}}{(6) \text{ 項ロ}}$ 、(16の2)

項、(16の3) 項、(17) 項 $\frac{\text{並びに}}{\text{及び}}$ (20) 項に掲げる防火対象物

(2) 別表第1 (1) 項ロ、(3) 項から(5) 項まで、 $\frac{(6) \text{ 項イ (4)}}{(6) \text{ 項イ}}$ 、ハ及びニ、

(9) 項並びに(12) 項から(14) 項までに掲げる防火対象物で、延べ面積が150平方メートル以上のもの

(3) }
4 } (略)
(5) }

2 }
3 } (略)

別表第1（第1条の2－第3条、第3条の3、第4条、第4条の2の2－第4条の3、第6条、第9条－第14条、第19条、第21条－第29条の3、第31条、第34条、第34条の2、第34条の4－第36条関係）

(略)

イ	<u>次に掲げる防火対象物</u> 病院、診療所又は助産所 <u>(1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するも</u>
---	--

のとして総務省令で定めるものを除く。)

(i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。

(2) (i)において同じ。)を有すること。

(ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。

(6)

(2) 次のいずれにも該当する診療所

(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。

(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

(3) 病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所

(4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所

□ }
∪ } (略)
二 }

(略)

(略)

2 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）抜すい 新旧対照 ^(改正後)_(改正前)

(自動火災報知設備の感知器等)

第23条 (略)

2 } (略)
3 }

4 自動火災報知設備の感知器の設置は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 感知器は、次に掲げる部分以外の部分で、点検その他の維持管理ができる場所に設けること。

イ } (略)
ロ }
ホ }

ハ 小規模特定用途複合防火対象物（令第21条第1項第8号に掲げる防火

対象物を除く。）の部分（同項第5号及び第11号から第15号までに掲げ

る防火対象物の部分を除く。）のうち、次に掲げる防火対象物の用途に

供される部分以外の部分で、令別表第1各項の防火対象物の用途以外の

用途に供される部分及び同表各項（(13)項ロ及び(16)項から(20)項まで

を除く。）の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供される部

分であつて当該用途に供される部分の床面積（その用途に供される部分

の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいもの

である場合にあつては、当該用途に供される部分及び次に掲げる防火対

象物の用途に供される部分の床面積の合計）が500平方メートル未満（

同表(11)項及び(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあつ

ては、1,000平方メートル未満）であるもの

(イ) 令別表第1(2)項ニ、(5)項イ及び(6)項ロに掲げる防火対象物

(ロ) 令別表第1(6)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、

又は宿泊させるものに限る。)

(2) }
↳ } (略)
(6) }

(7) 煙感知器（光電式分離型感知器を除く。）は、次に定めるところによること。

イ }
↳ } (略)
ホ }

へ 感知器は、廊下及び通路にあつては歩行距離30メートル（3種の感知器にあつては20メートル）につき1個以上の個数を、階段及び傾斜路にあつては垂直距離15メートル（3種の感知器にあつては10メートル）につき1個以上（当該階段及び傾斜路のうち、令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が令第4条の2の2第2号に規定する避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が2（当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は第4条の2の3に規定する避難上有効な構造を有する場合にあつては、

1）以上設けられていないもの（小規模特定用途複合防火対象物を除く。以下「特定1階段等防火対象物」という。）に存するものにあつては、1種又は2種の感知器を垂直距離7.5メートルにつき1個以上）の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

(7) の2 }
↳ } (略)
(9) }

5 }
↳ } (略)
9 }

（自動火災報知設備に関する基準の細目）

第24条 自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

(1) }
↳ (略)
(4) }

(5) 地区音響装置（次号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）

は、P型2級受信機で接続することができる回線の数1のもの、P型3級受信機、GP型2級受信機で接続することができる回線の数1のもの若しくはGP型3級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域に設ける場合又は放送設備を第25条の2に定めるところにより設置した場合を除き、次に定めるところにより設けること。

イ (略)

ロ 階段又は傾斜路に設ける場合を除き、感知器の作動と連動して作動するもので、当該設備を設置した防火対象物又はその部分（前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。）の全区域に有効に報知できるように設けること。

ハ 地階を除く階数が5以上で延べ面積が3,000平方メートルを超える防火対象物又はその部分にあつては、出火階が、2階以上の階の場合にあつては出火階及びその直上階、1階の場合にあつては出火階、その直上階及び地階、地階の場合にあつては出火階、その直上階及びその他の地階に限つて警報を発することができるものであること。この場合において、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、当該設備を設置した防火対象物又はその部分（前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。）の全区域に自動的に警報を発するように措置されていること。

ニ 各階ごとに、その階（前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。）の各部分から1の地区音響装置までの水平距離が25メートル以下となるように設けること。

ホ }
) } (略)
ト }

(5) の 2 地区音響装置（音声により警報を発するものに限る。以下この号において同じ。）は、前号（イ、ハ及びトを除く。）の規定の例によるほか、次に定めるところにより設けること。

イ (略)

ロ 地階を除く階数が 5 以上で延べ面積が 3,000 平方メートルを超える防火対象物又はその部分にあつては、次の (イ) 又は (ロ) に該当すること。

(イ) 出火階が、2 階以上の階の場合にあつては出火階及びその直上階、1 階の場合にあつては出火階、その直上階及び地階、地階の場合にあつては出火階、その直上階及びその他の地階に限つて警報を発することができるものであること。この場合において、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、当該設備を設置した防火対象物又はその部分 （前条第 4 項第 1 号へに掲げる部分を除く。） の全区域に自動的に警報を発するように措置されていること。

(ロ) 当該設備を設置した防火対象物又はその部分 （前条第 4 項第 1 号へに掲げる部分を除く。） の全区域に火災が発生した場所を報知することができるものであること。

ハ }
ニ } (略)

(6) }
) } (略)
(8) }

(8) の 2 発信機は、P 型 2 級受信機で接続することができる回線が 1 のもの、P 型 3 級受信機、G P 型 2 級受信機で接続することができる回線が 1 のもの若しくは G P 型 3 級受信機に設ける場合又は非常警報設備を第 25 条の 2 第 2 項に定めるところにより設置した場合を除き、次に定めるところ

によること。

イ 各階ごとに、その階(前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。)の各部分から1の発信機までの歩行距離が50メートル以下となるように設けること。

ロ }
ハ } (略)
ホ }

(9) (略)

平成27年第 105 号議案

財産の取得について

災害救助用備蓄物資として、下記のとおり、毛布を買い入れるものとする。

平成27年 9月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 財産の表示 毛布 93,600枚
- 2 買入金額 135,761,184円
- 3 買入れの相手方 大阪市中央区備後町三丁目 2番 6号
シキボウ株式会社
取締役社長 能 條 武 夫

(理 由)

この案を提出したのは、災害救助用備蓄物資として毛布を取得する必要があるによる。

平成27年第 106 号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、契約金額及び完成予定期日を、同表右欄のとおり変更するものとする。

平成27年 9 月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

工事請負契約名	変 更 部 分		
	項目	変 更 前	変 更 後
椿町線こ道橋（仮称）新 設工事の請負契約 〔平成22年 6 月29日議決〕 〔平成22年第 112 号〕	契約 金額	8,463,000,000円	8,754,600,000円
	完成 予定 期日	平成28年12月31日	平成29年 6 月30日

（理 由）

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額し、完成予定期日を変更する必要があるによる。

平成27年第107号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成27年9月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市矢田コミュニティセンター	名古屋市東区矢田四丁目21番100号 矢田学区連絡協議会 会長 梅本哲男
名古屋市星崎コミュニティセンター	名古屋市南区南野三丁目68番地 星崎学区連絡協議会 会長 荒川清

2 指定の期間 各施設の供用開始日から平成30年3月31日まで

(理由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成27年第108号議案

都市公園を設置すべき区域の変更について

次のように都市公園を設置すべき区域を変更するものとする。

平成27年9月10日提出

名古屋市長 河村 たかし

変更する区域

設置を予定する 公園の名称	区域の所在地		区域
昭和橋公園	変更前	中川区十一番町 3丁目	第1附図
	変更後	中川区熱田新田東組字西川縁、十一番町 2丁目、3丁目	
細根公園	変更前	緑区鳴海町字姥子山、字細根	第2附図
	変更後	緑区鳴海町字姥子山、字細根	

(理由)

この案を提出したのは、都市公園を設置すべき区域を変更する必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

都市公園法（昭和31年法律第79号）抜すい

（公園予定区域等）

第33条 地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。

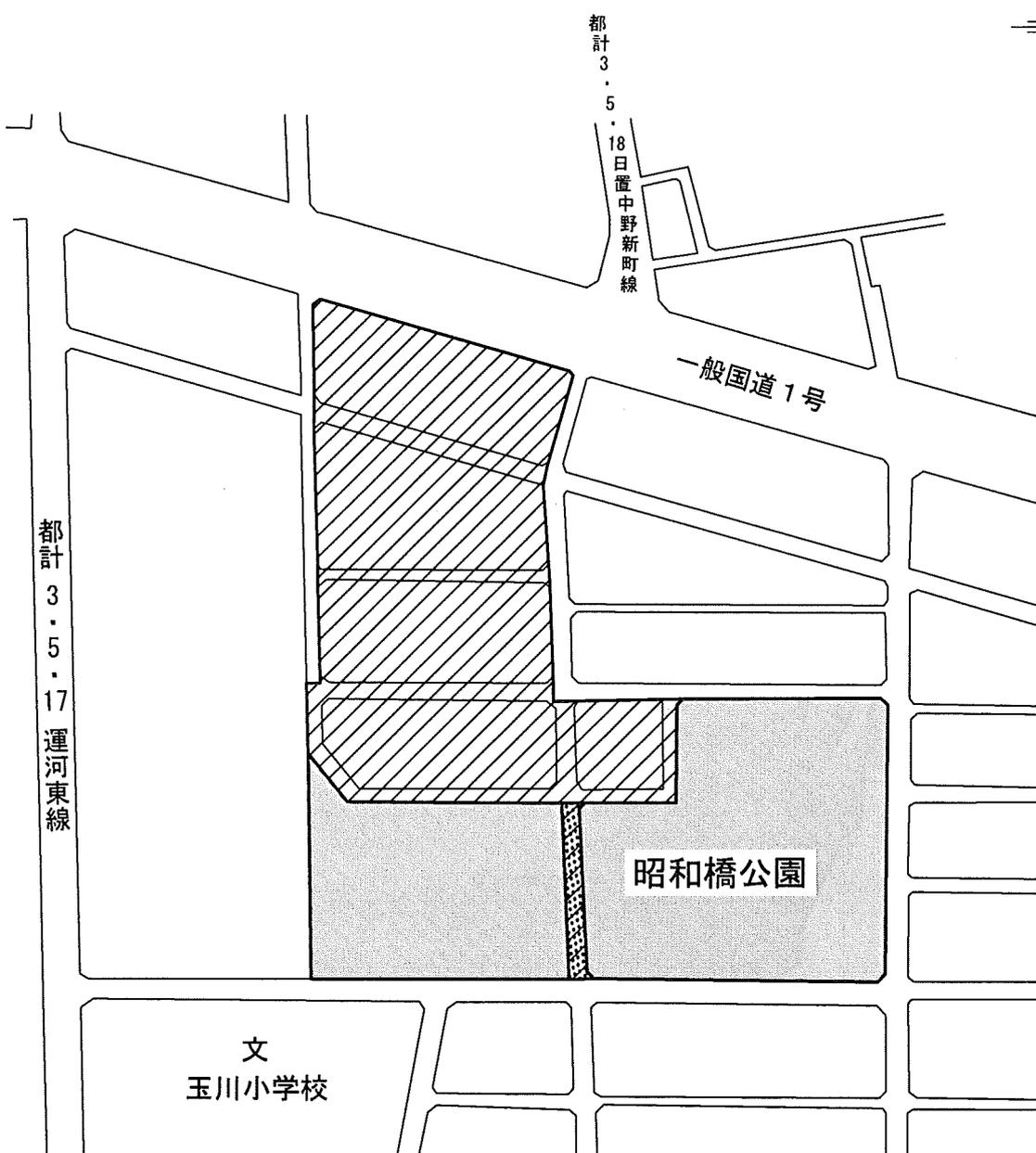
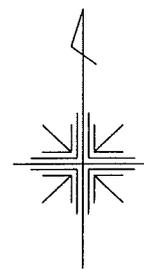
2 } (略)
3 }

4 第1項又は第2項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第2条の3、第4条、第5条、第6条から第12条まで、第13条、第14条、第19条、第25条から第28条まで及び前条の規定は、当該区域（以下「公園予定区域」という。）又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの（以下「予定公園施設」という。）について準用する。

5 地方公共団体は、第1項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

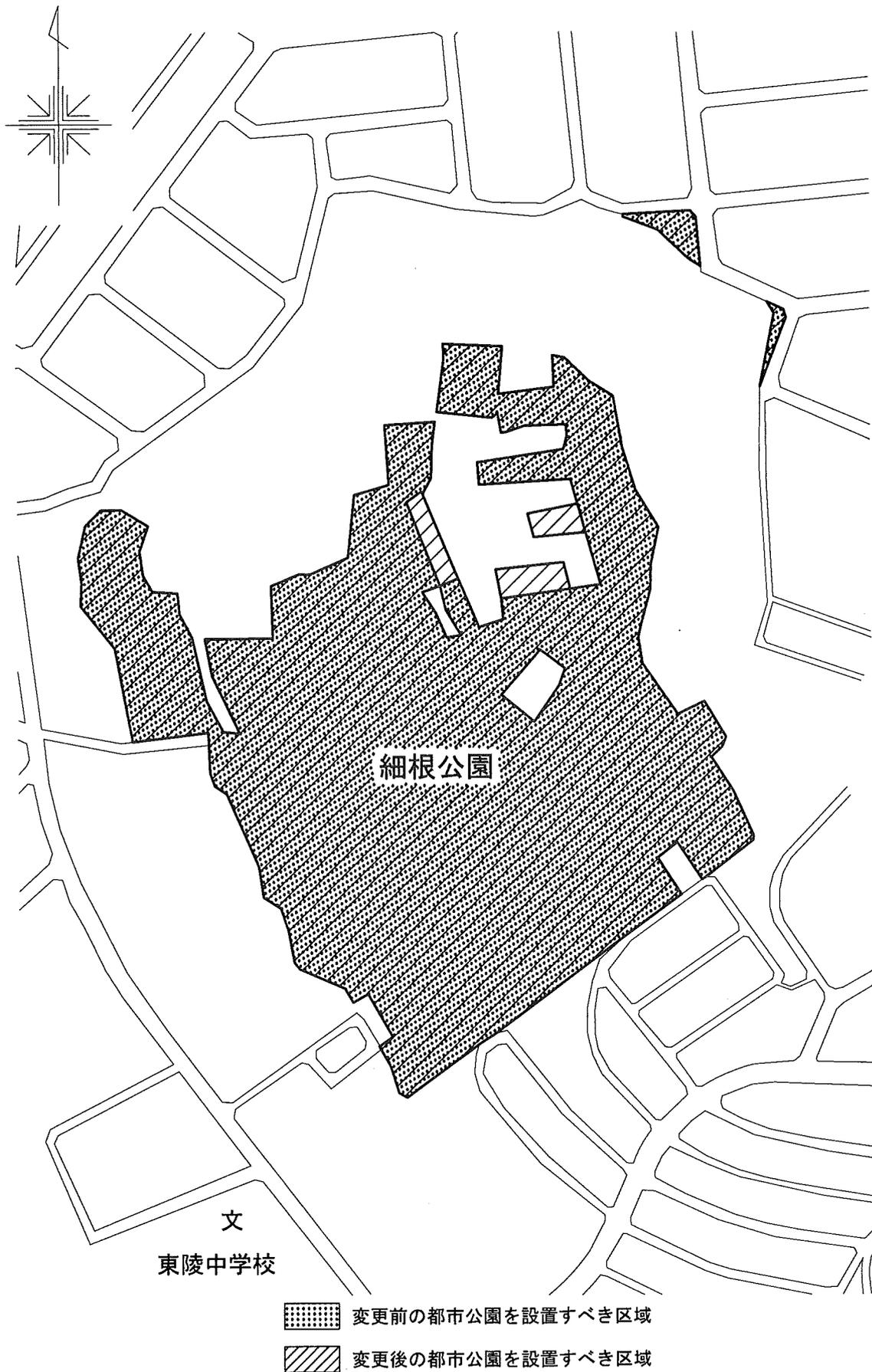
6 (略)

第 1 附 図



-  変更前の都市公園を設置すべき区域
-  変更後の都市公園を設置すべき区域
-  都市公園の区域

第 2 附 図



平成27年第109号議案

市道路線の認定及び廃止について

次のように市道路線の認定及び廃止を行うものとする。

平成27年9月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

認定する路線

整理 番号	路 線 名	起 点	摘 要
		終 点	
1	下之一色南部第1号線	名古屋市中川区下之一色町字三角25番の1地先	第1 附図
		名古屋市中川区下之一色町字三角76番の1地先	
2	下之一色南部第2号線	名古屋市中川区下之一色町字三角38番の5地先	"
		名古屋市中川区下之一色町字三角72番の4地先	
3	下之一色南部第3号線	名古屋市中川区下之一色町字三角40番の10地先	"
		名古屋市中川区下之一色町字三角71番の5地先	
4	下之一色南部第4号線	名古屋市中川区下之一色町字三角41番の4地先	"
		名古屋市中川区下之一色町字三角68番の2地先	

5	下之一色南部第5号線	名古屋市中川区下之一色町字三角43番の1地先	"
		名古屋市中川区下之一色町字三角65番の5地先	
6	下之一色南部第6号線	名古屋市中川区下之一色町字三角44番の1地先	"
		名古屋市中川区下之一色町字三角60番の4地先	
7	下之一色南部第7号線	名古屋市中川区下之一色町字三角29番地先	"
		名古屋市中川区下之一色町字三角38番の1地先	
8	下之一色南部第8号線	名古屋市中川区下之一色町字三角85番の1地先	"
		名古屋市中川区下之一色町字三角78番地先	
9	下之一色南部第9号線	名古屋市中川区下之一色町字操出1番の1地先	"
		名古屋市中川区下之一色町字三角59番の1地先	
10	下之一色南部第10号線	名古屋市中川区下之一色町字三角73番の1地先	"
		名古屋市中川区下之一色町字三角65番の1地先	
11	下之一色町第24号線	名古屋市中川区下之一色町字三角46番地先	"
		名古屋市中川区下之一色町字三角59番の1地先	

1	桶狭間北西部第13号線	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字牛毛廻間2番の51地先	第2 附図
		名古屋市緑区有松町大字桶狭間字牛毛廻間2番の51地先	
2	桶狭間北西部第14号線	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字幕山58番の21地先	"
		名古屋市緑区有松町大字桶狭間字幕山53番の4地先	
3	桶狭間北西部第15号線	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字牛毛廻間2番の41地先	"
		名古屋市緑区有松町大字桶狭間字幕山58番の266地先	
4	桶狭間北西部第16号線	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字幕山58番の11地先	"
		名古屋市緑区有松町大字桶狭間字幕山58番の3地先	
5	桶狭間北西部第17号線	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字幕山58番の263地先	"
		名古屋市緑区有松町大字桶狭間字幕山58番の199地先	
6	桶狭間北西部第18号線	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字幕山58番の21地先	"
		名古屋市緑区有松町大字桶狭間字牛毛廻間2番の63地先	
7	桶狭間牛毛廻間第1号線	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字牛毛廻間2番の23地先	"
		名古屋市緑区有松町大字桶狭間字牛毛廻間2番の157地先	

8	桶狭間幕山第2号線	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字幕山58番の2地先	"
		名古屋市緑区有松町大字桶狭間字幕山58番の11地先	
9	桶狭間幕山第3号線	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字幕山56番の22地先	"
		名古屋市緑区有松町大字桶狭間字幕山55番の7地先	
1	南ヶ丘第30号線	名古屋市千種区南ヶ丘2丁目82番の13地先	第3 附図
		名古屋市千種区南ヶ丘2丁目82番の3地先	
1	山木二丁目第2号線	名古屋市西区山木二丁目1番の30地先	第4 附図
		名古屋市西区山木二丁目1番の38地先	
1	豊田五丁目第1号線	名古屋市南区豊田五丁目1209番の67地先	第5 附図
		名古屋市南区豊田五丁目1209番の46地先	
2	豊田五丁目第2号線	名古屋市南区豊田五丁目1209番の81地先	"
		名古屋市南区豊田五丁目1209番の34地先	
3	豊田五丁目第3号線	名古屋市南区豊田五丁目1209番の55地先	"
		名古屋市南区豊田五丁目1209番の77地先	

4	豊田五丁目第4号線	名古屋市南区豊田五丁目1402番の4地先	"
		名古屋市南区豊田五丁目1209番の34地先	
1	大森八龍一丁目第1号線	名古屋市守山区大森八龍一丁目2504番の3地先	第6
		名古屋市守山区大森八龍一丁目2504番の3地先	附図
1	花咲台一丁目第1号線	名古屋市守山区花咲台一丁目401番の22地先	第7
		名古屋市守山区花咲台一丁目401番の51地先	附図
2	花咲台一丁目第2号線	名古屋市守山区花咲台一丁目401番の12地先	"
		名古屋市守山区花咲台一丁目401番の22地先	
3	花咲台一丁目第3号線	名古屋市守山区花咲台一丁目401番の23地先	"
		名古屋市守山区花咲台一丁目401番の33地先	
4	花咲台一丁目第4号線	名古屋市守山区花咲台一丁目401番の34地先	"
		名古屋市守山区花咲台一丁目401番の44地先	
1	西里町第4号線	名古屋市名東区西里町5丁目30番の1地先	第8
		名古屋市名東区西里町5丁目30番の18地先	附図

1	平針台一丁目第1号線	名古屋市天白区平針台一丁目101番地先	第9 附図
		名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2878番の3373地先	
2	平針黒石第24号線	名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2878番の3009地先	"
		名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2878番の2976地先	

一部廃止する路線

整理 符号	路 線 名	起 点	摘要
		終 点	
ア	下之一色町第21号線	名古屋市中川区下之一色町字操出1番の1地先	第10 附図
		名古屋市中川区下之一色町字三角59番の1地先	
イ	庄内西線	名古屋市中川区下之一色町字三角46番地先	"
		名古屋市中川区下之一色町字三角73番の1地先	
ア	有松第38号線	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字牛毛廻間2番の44地先	第11 附図
		名古屋市緑区有松町大字桶狭間字牛毛廻間2番の42地先	
イ	牛毛線	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字牛毛廻間21番の8地先	"
		名古屋市緑区有松町大字桶狭間字牛毛廻間33番の4地先	

ウ	文久山線	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字牛毛廻間21番の1地先	"
		名古屋市緑区有松町大字桶狭間字牛毛廻間11番の5地先	
エ	幕山線	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字牛毛廻間42番の1地先	"
		名古屋市緑区有松町大字桶狭間字牛毛廻間2番の125地先	
オ	有松第46号線	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字牛毛廻間21番の1地先	"
		名古屋市緑区有松町大字桶狭間字牛毛廻間22番地先	
ア	西築地第16号線	名古屋市港区築三町1丁目8番地先	第12 附図
		名古屋市港区築三町1丁目14番地先	
ア	上用水東線	名古屋市中村区小鴨町227番地先	第14 附図
		名古屋市中村区鴨付町1丁目11番の2地先	

廃止する路線

整理 番号	路線名	起 点	摘要
		終 点	
1	ツ号線	名古屋市中川区下之一色町字三角26番の1地先	第10 附図
		名古屋市中川区下之一色町字三角26番の4地先	

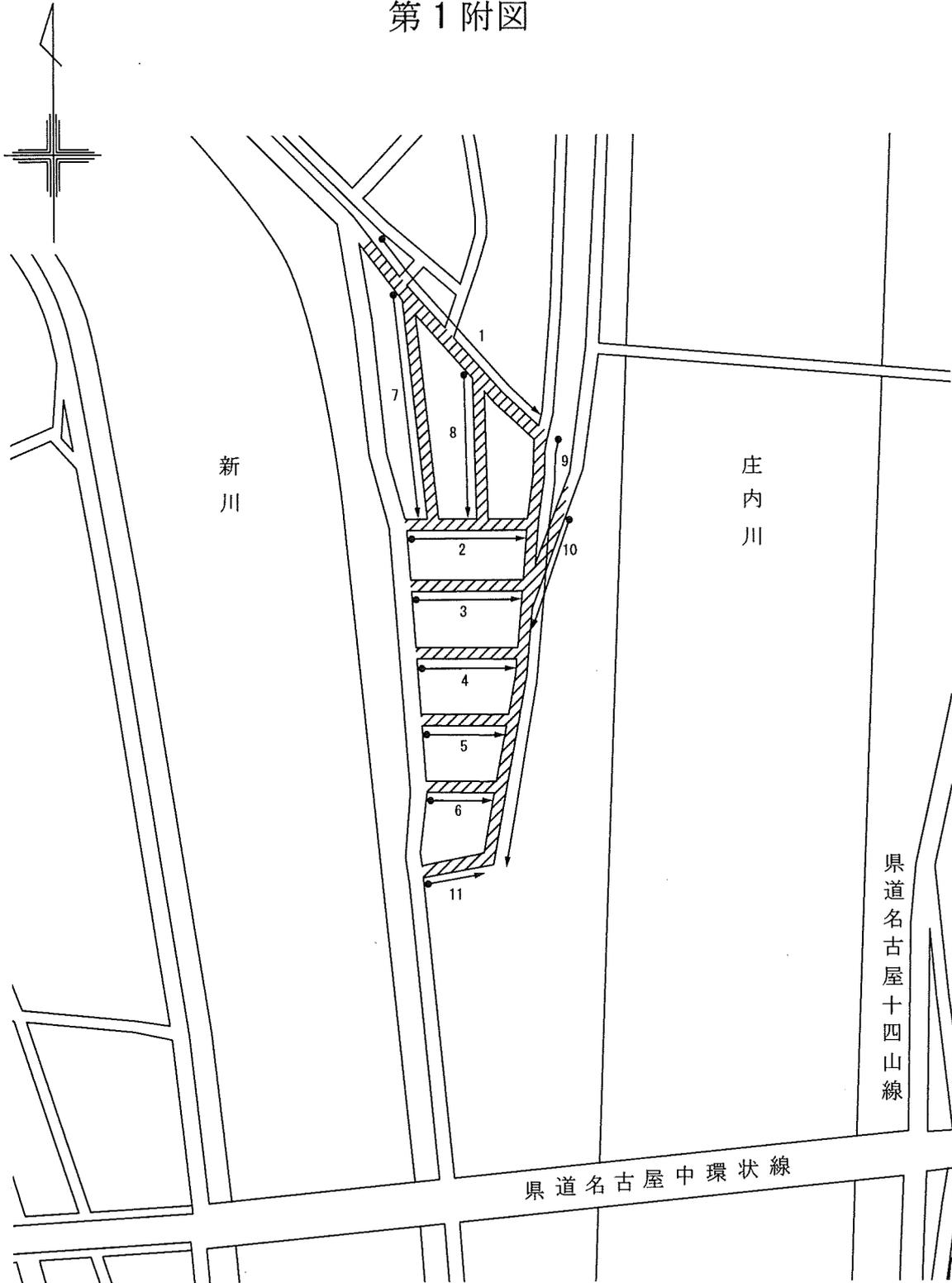
2	ソ号線	名古屋市中川区下之一色町字三角35番地先	"
		名古屋市中川区下之一色町字三角34番の3地先	
3	タ号線	名古屋市中川区下之一色町字三角64番の1地先	"
		名古屋市中川区下之一色町字三角43番の1地先	
4	ヨ号線	名古屋市中川区下之一色町字三角60番の6地先	"
		名古屋市中川区下之一色町字三角44番の1地先	
5	カ号線	名古屋市中川区下之一色町字三角44番の1地先	"
		名古屋市中川区下之一色町字三角76番の5地先	
6	レ号線	名古屋市中川区下之一色町字三角84番の3地先	"
		名古屋市中川区下之一色町字三角76番の2地先	
7	佐久間線	名古屋市中川区下之一色町字三角76番の5地先	"
		名古屋市中川区下之一色町字三角25番の3地先	
1	有松第40号線	名古屋市中川区下之一色町字三角76番の1地先	第11 附図
		名古屋市中川区下之一色町字三角76番の1地先	

2	有松第49号線	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字牛毛廻間1番の3地先	”
		名古屋市緑区有松町大字桶狭間字巻山1番の33地先	
3	有松第59号線	名古屋市緑区桶狭間神明57番の43地先	”
		名古屋市緑区桶狭間神明57番の43地先	
1	日ノ宮町第1号線	名古屋市中村区日ノ宮町1丁目124番地先	第13 附図
		名古屋市中村区日ノ宮町2丁目132番地先	

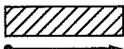
(理 由)

この案を提出したのは、市道路線の認定及び廃止をする必要があるによる。

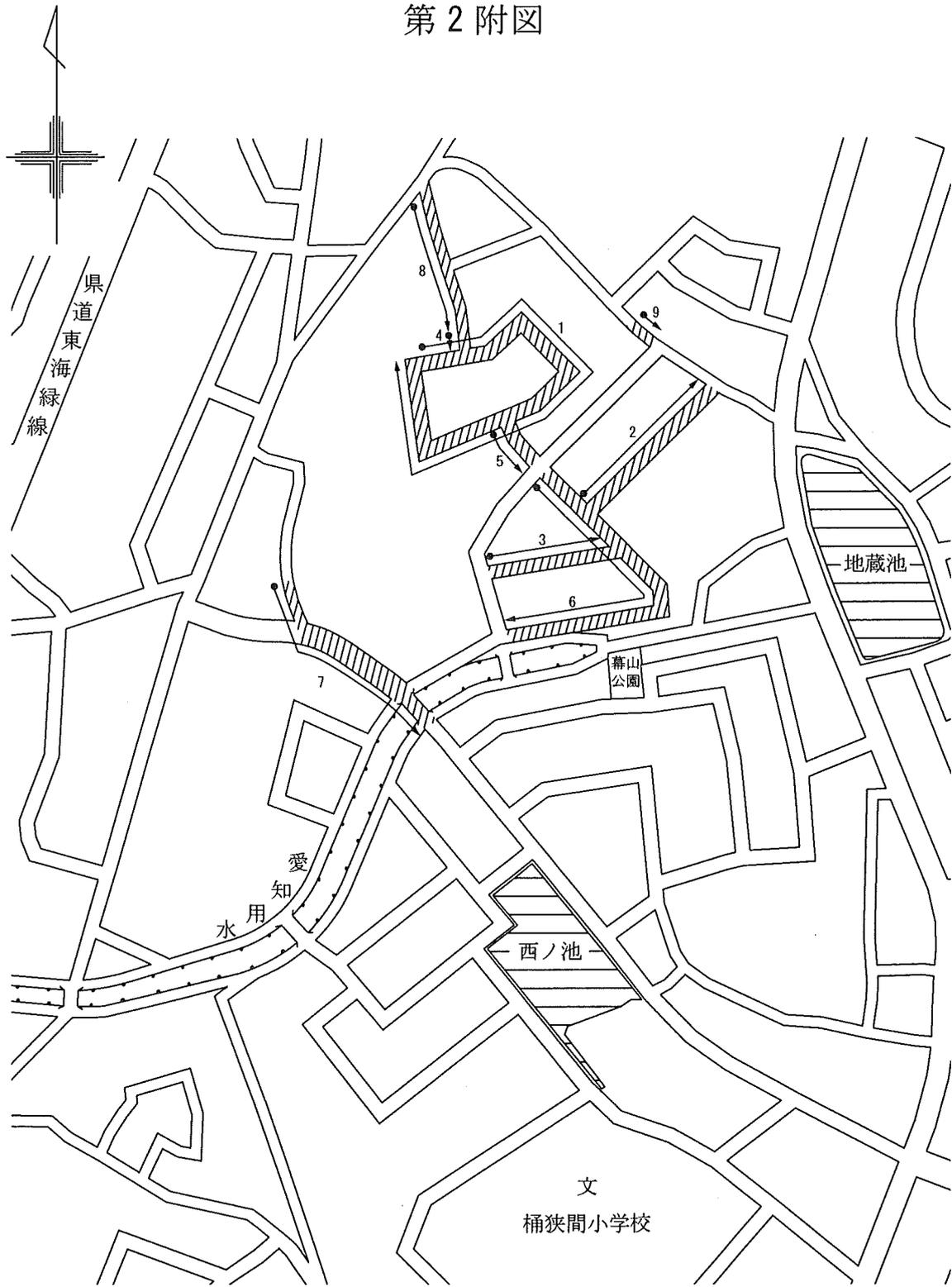
第1 附図



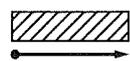
凡 例

 市道に認定する路線

第2附図



凡例

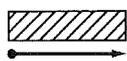


市道に認定する路線

第3附図

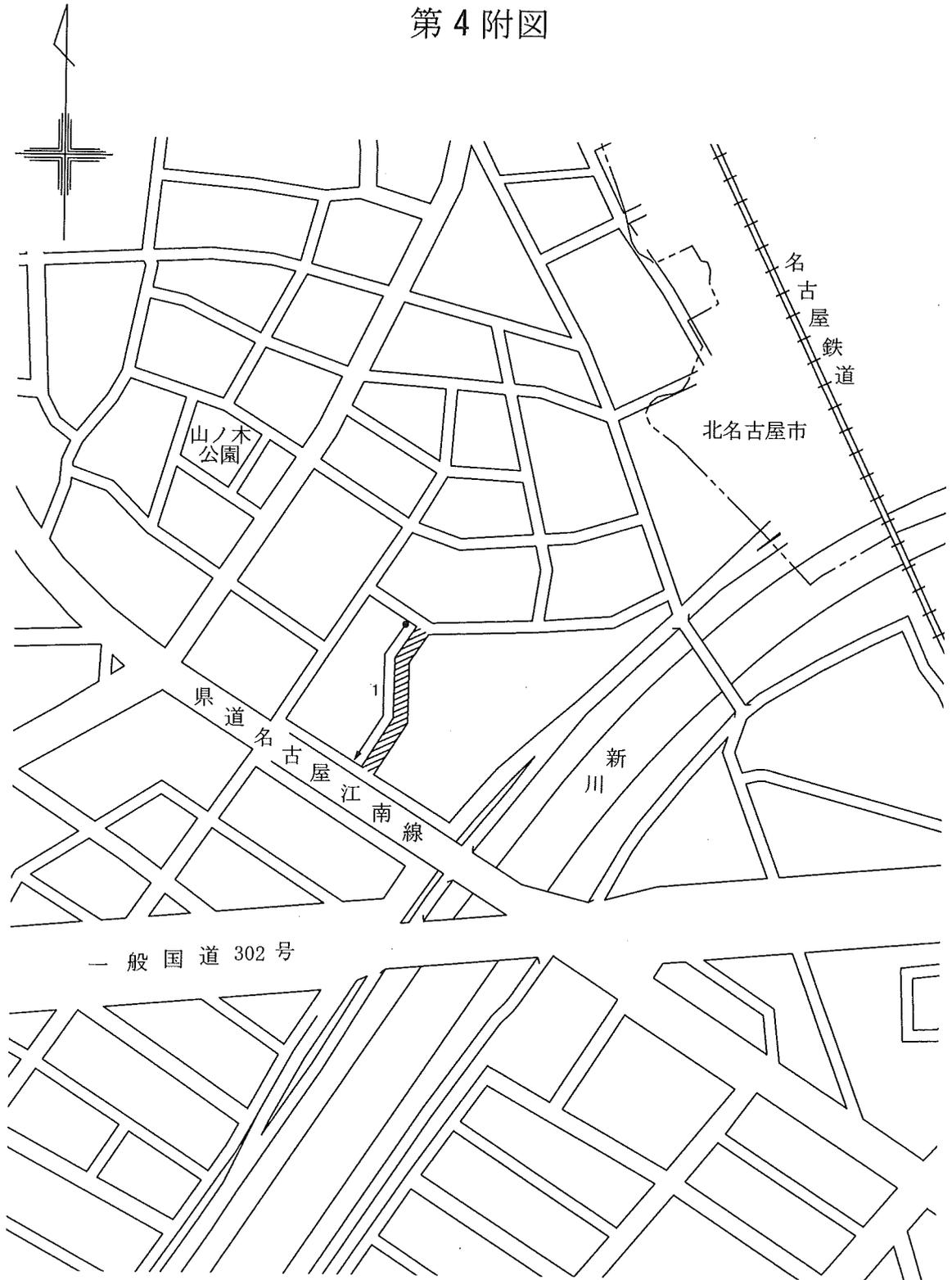


凡例

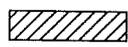


市道に認定する路線

第4附図

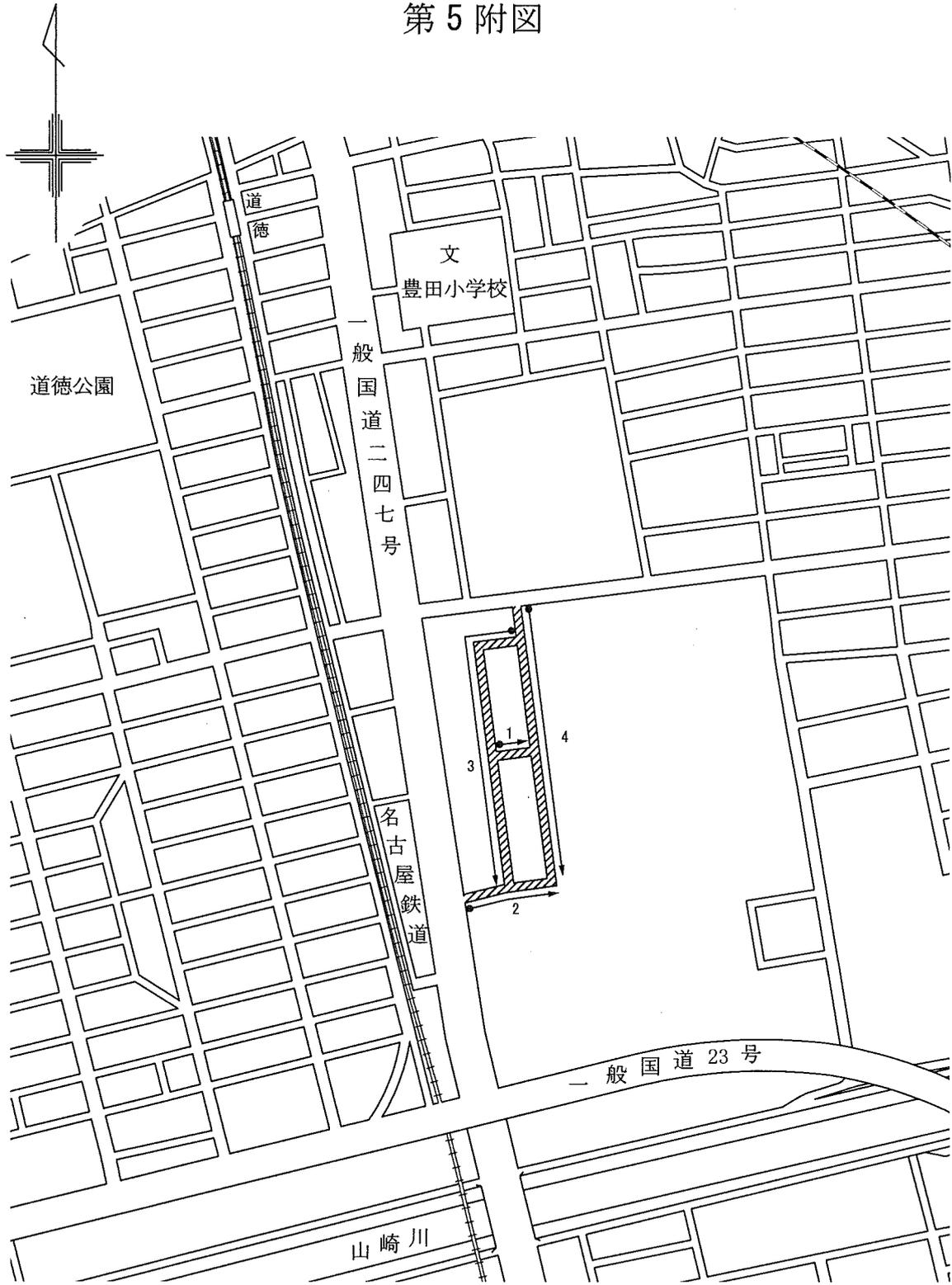


凡例

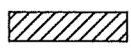
 市道に認定する路線



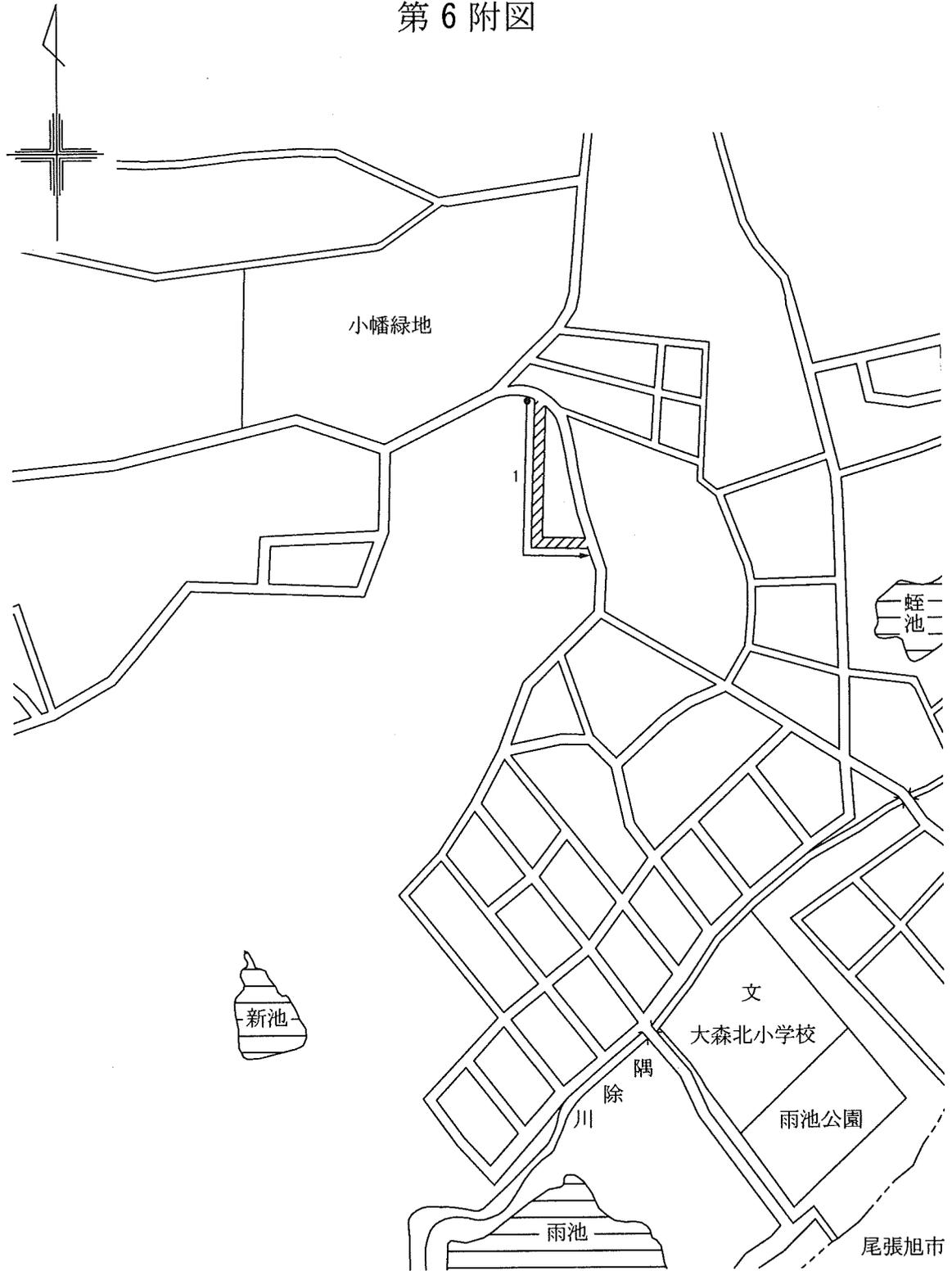
第 5 附図



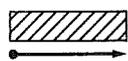
凡 例

 市道に認定する路線


第 6 附図



凡 例

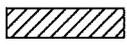


市道に認定する路線

第7附図



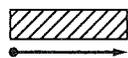
凡例

 市道に認定する路線

第 8 附図

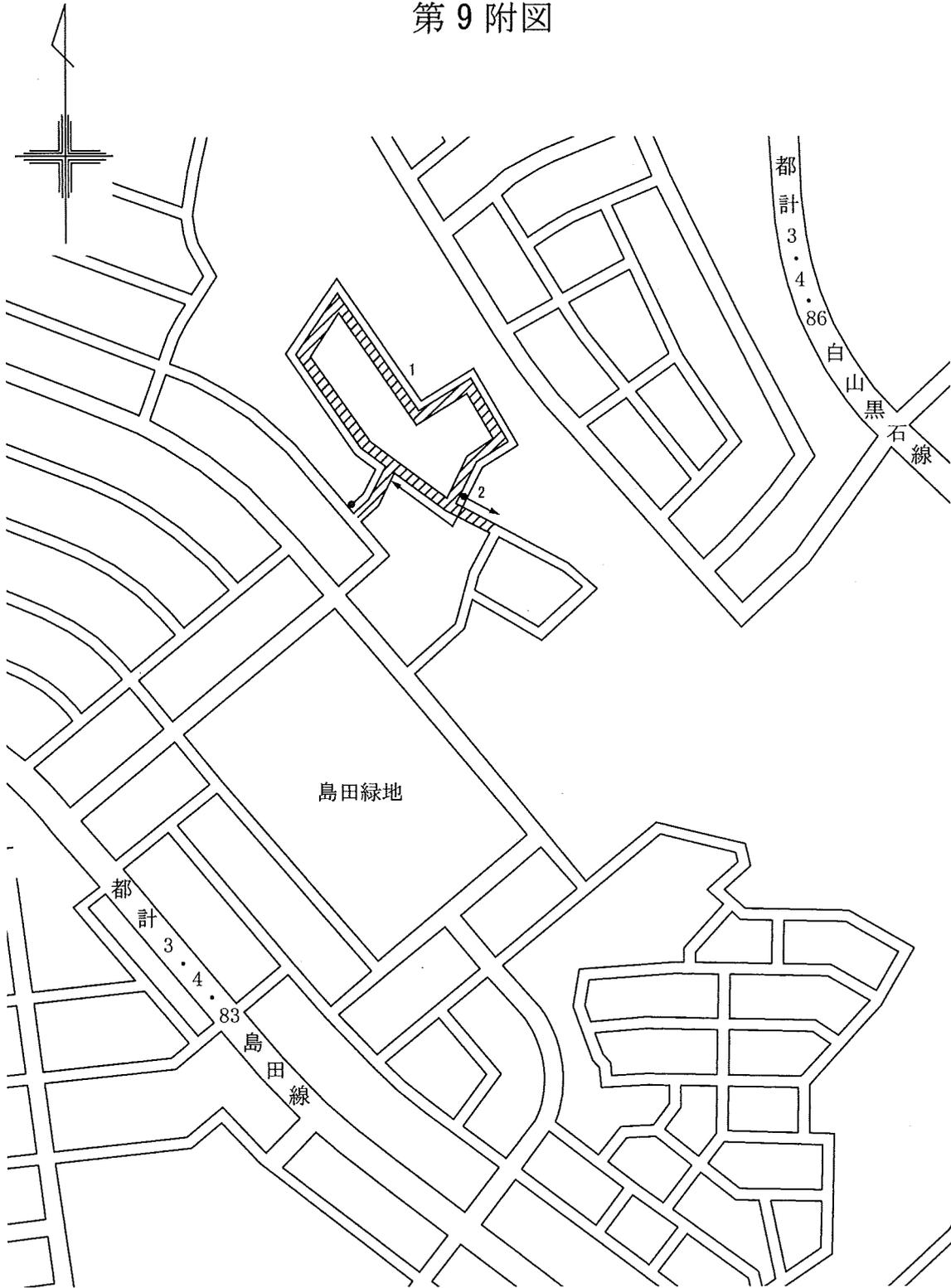


凡 例

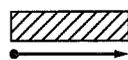


市道に認定する路線

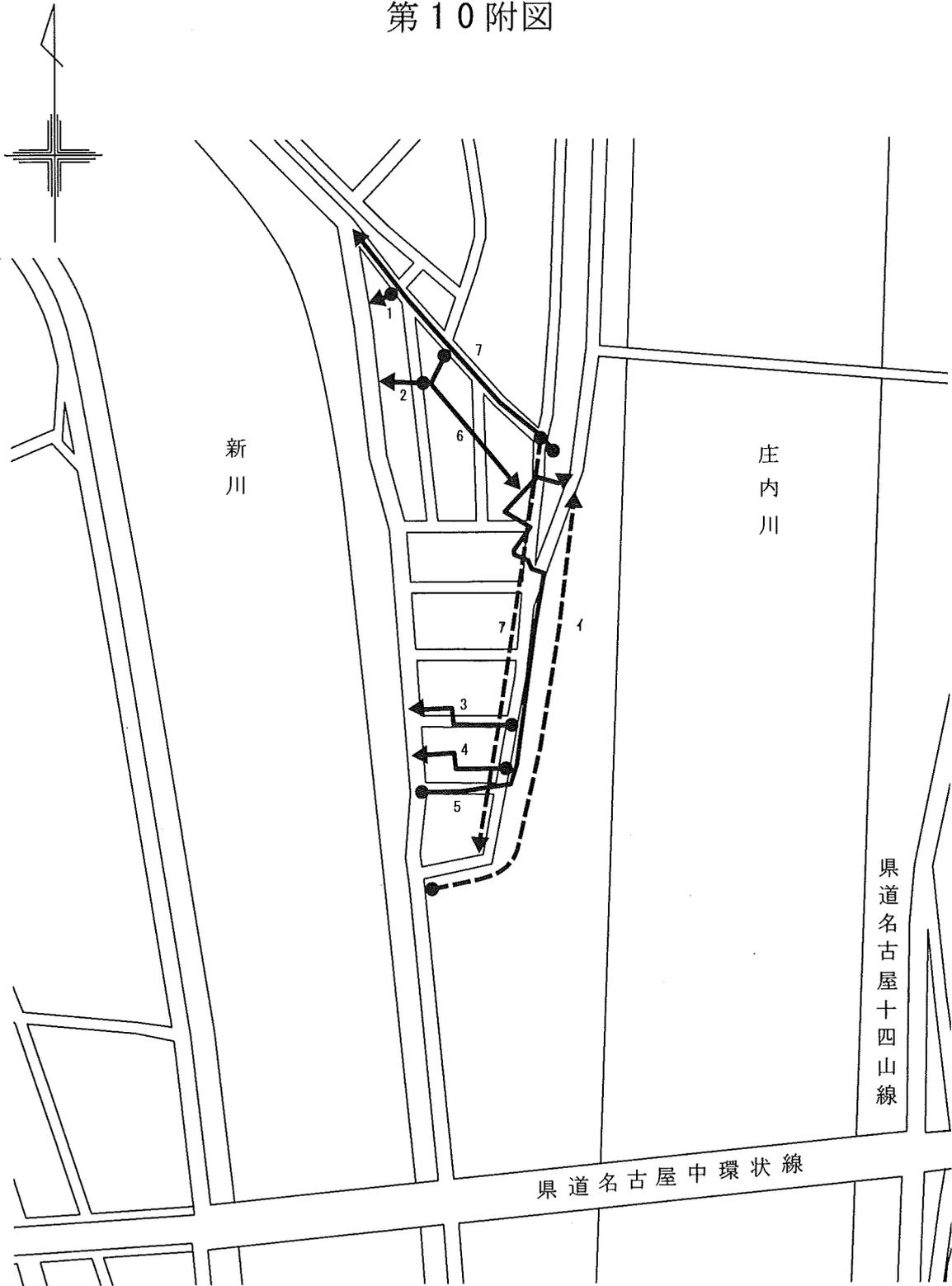
第9 附図



凡 例

 市道に認定する路線

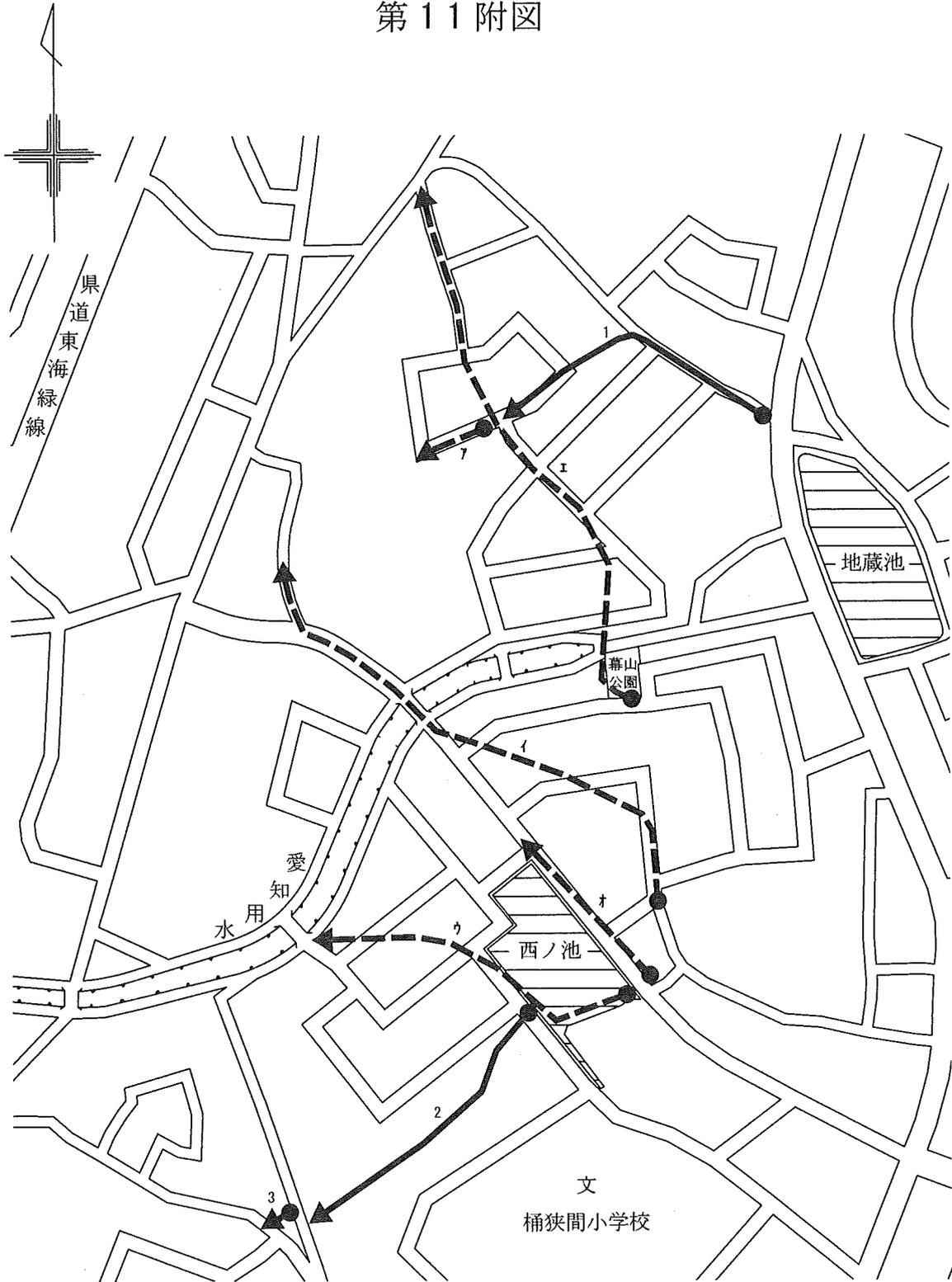
第10 附図



凡 例

- - - - → 一部廃止する路線
- ——— → 廃止する路線

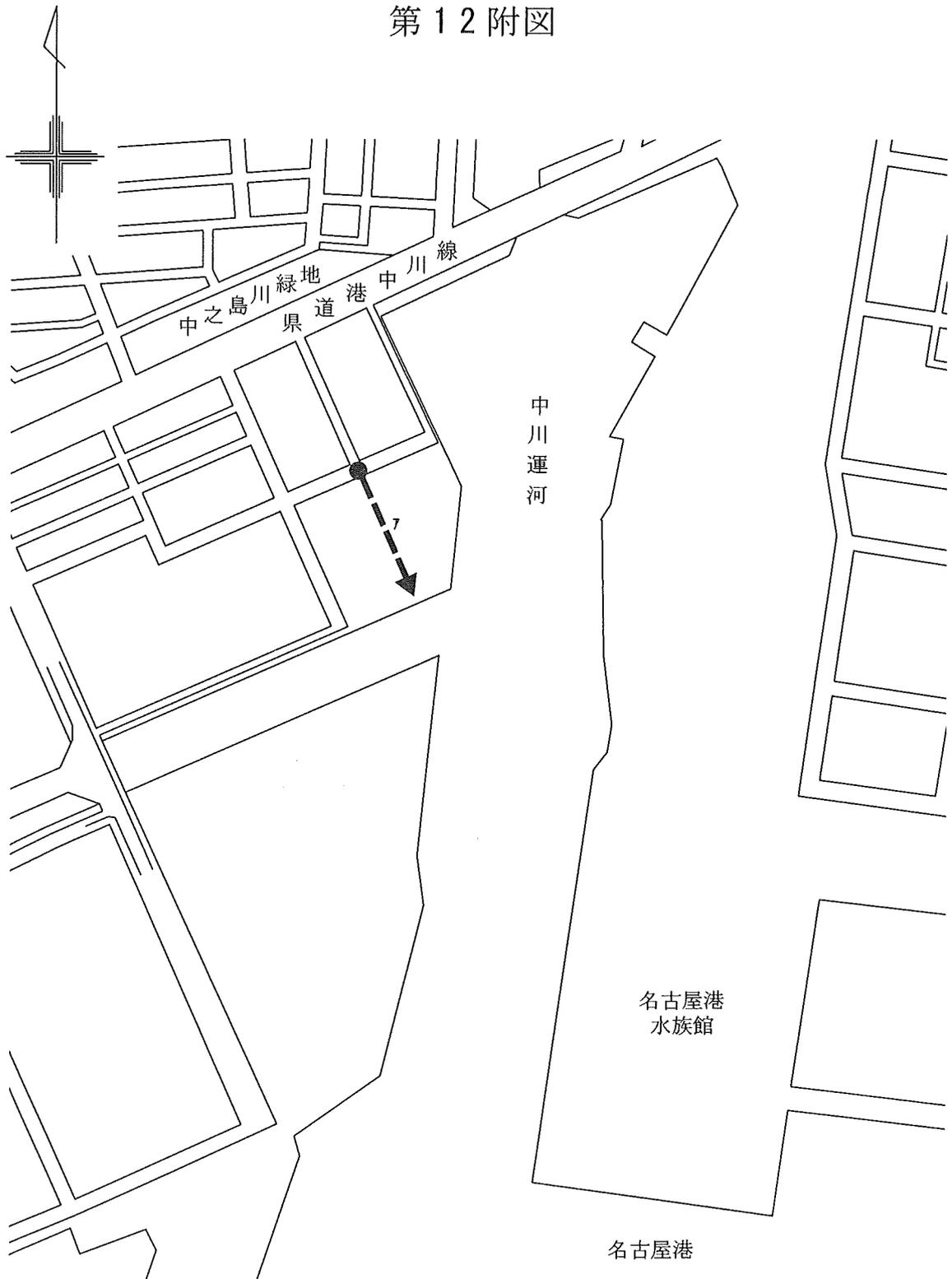
第11附図



凡例

- - - - -> 一部廃止する路線
- - - - -> 廃止する路線

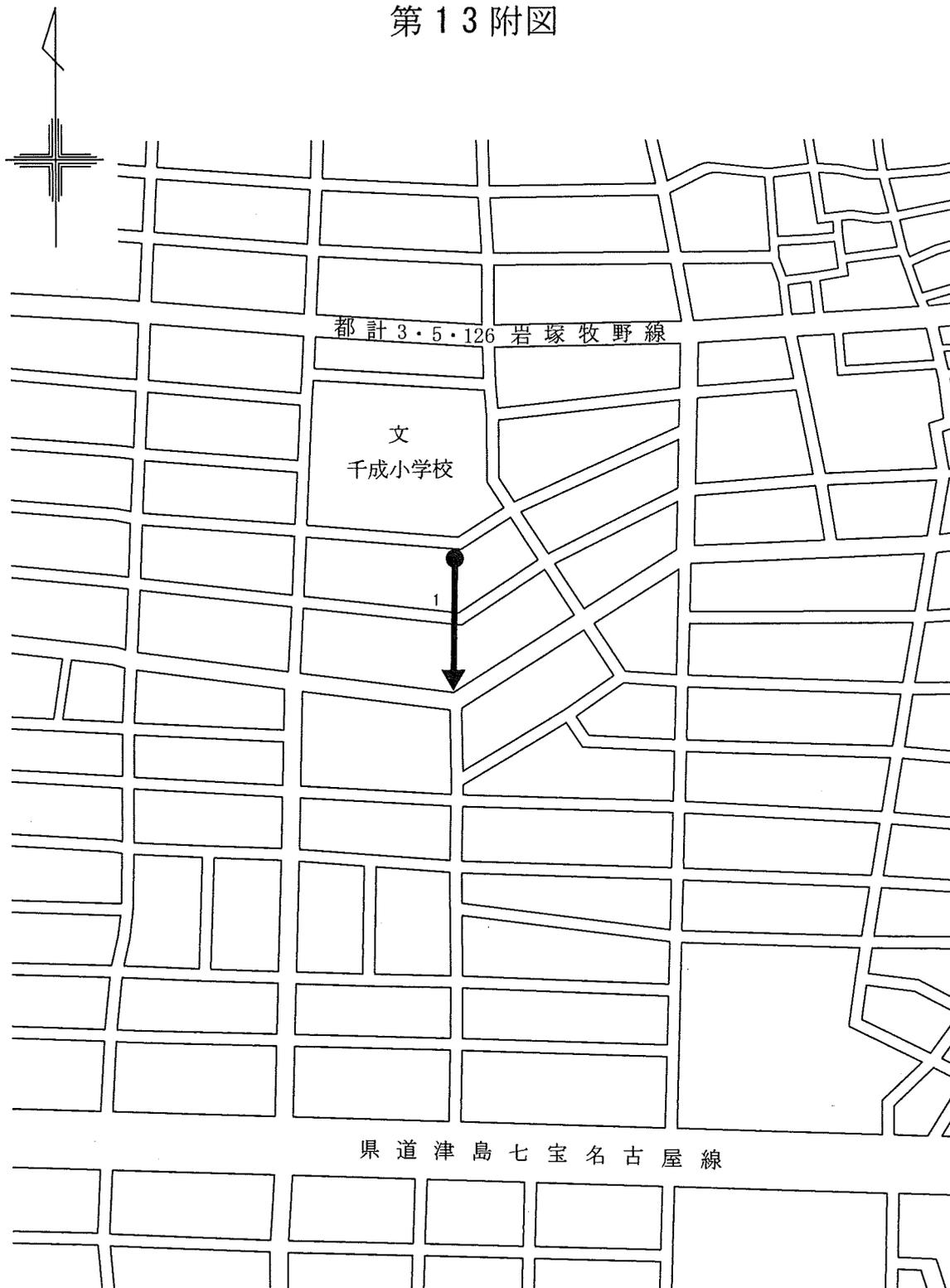
第12附図



凡例

●---→ 一部廃止する路線

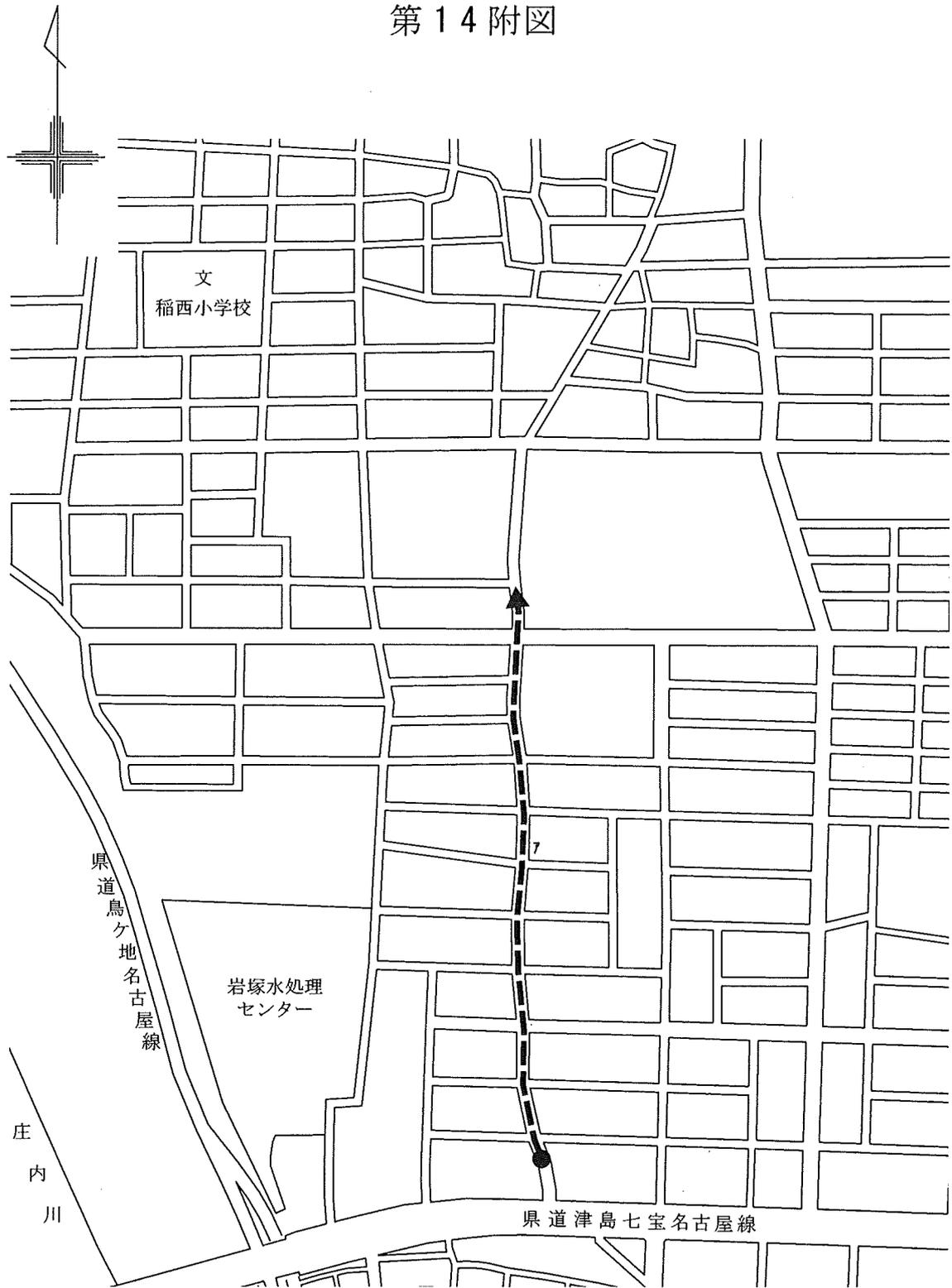
第 13 附図



凡 例

 廃止する路線

第14 附図



凡例

●-----> 一部廃止する路線

(参 考)

参 照 条 文

道路法（昭和27年法律第180号）抜すい

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 }
4 } (略)
5 }

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 (略)

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

平成27年第 110 号議案

公の施設の区域外設置について

本市は、大府市との協議により、同市の区域内に、下記のとおり公の施設を設置するものとする。

平成27年 9 月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

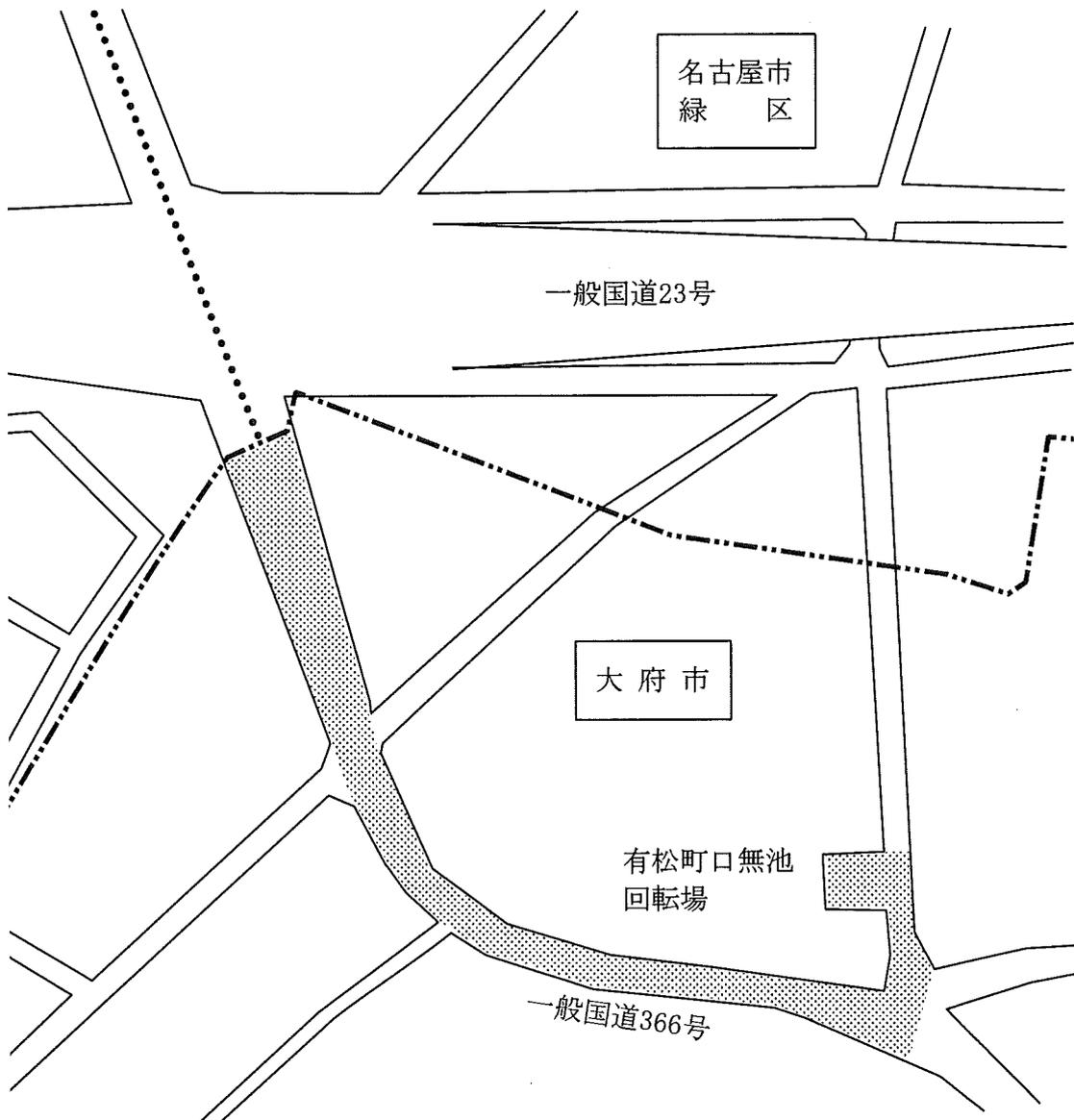
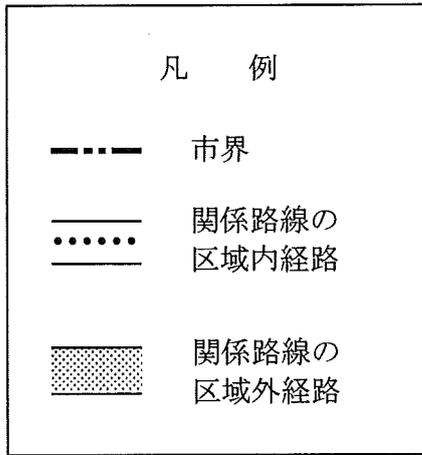
記

- 1 名称 名古屋市自動車運送事業
- 2 位置 大府市の区域のうち北部
- 3 料金及び手数料 乗合自動車乗車料条例（昭和22年名古屋市条例第2号）
の定めるところによる。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市自動車運送事業を区域外（大府市）においても営む必要があるによる。

(参考)



平成27年第 111 号議案

公の施設の区域外設置について

本市は、長久手市との協議により、同市の区域内に、下記のとおり公の施設を設置するものとする。

平成27年 9 月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

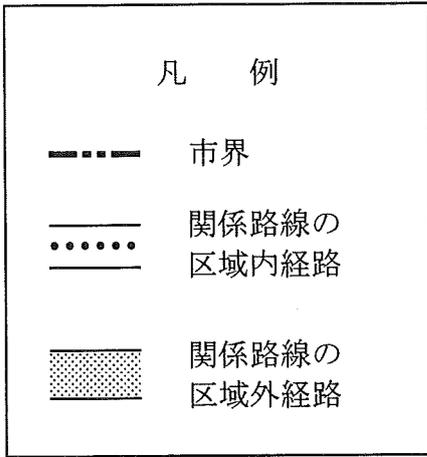
記

- 1 名称 名古屋市自動車運送事業
- 2 位置 長久手市の区域のうち南西部
- 3 料金及び手数料 乗合自動車乗車料条例（昭和22年名古屋市条例第2号）の定めるところによる。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市自動車運送事業を区域外（長久手市）においても営む必要があるによる。

(参 考)



4



平成27年第 112 号議案

公の施設の区域外設置について

本市は、愛知県西春日井郡豊山町との協議により、同町の区域内に、下記のとおり公の施設を設置するものとする。

平成27年 9 月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

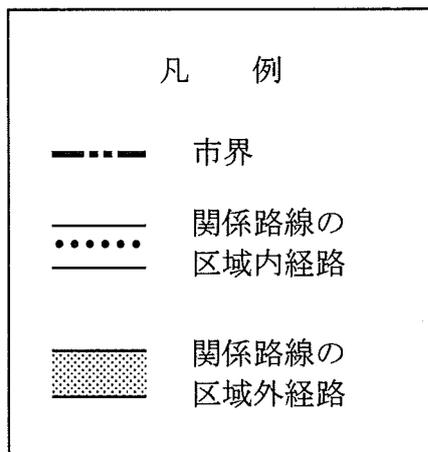
記

- 1 名称 名古屋市自動車運送事業
- 2 位置 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場
- 3 料金及び手数料 乗合自動車乗車料条例（昭和22年名古屋市条例第2号）
の定めるところによる。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市自動車運送事業を区域外（西春日井郡豊山町）においても営む必要があるによる。

(参 考)



4



平成27年第 113 号議案

公の施設の区域外設置について

本市は、愛知県海部郡大治町との協議により、同町の区域内に、下記のとおり公の施設を設置するものとする。

平成27年 9 月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

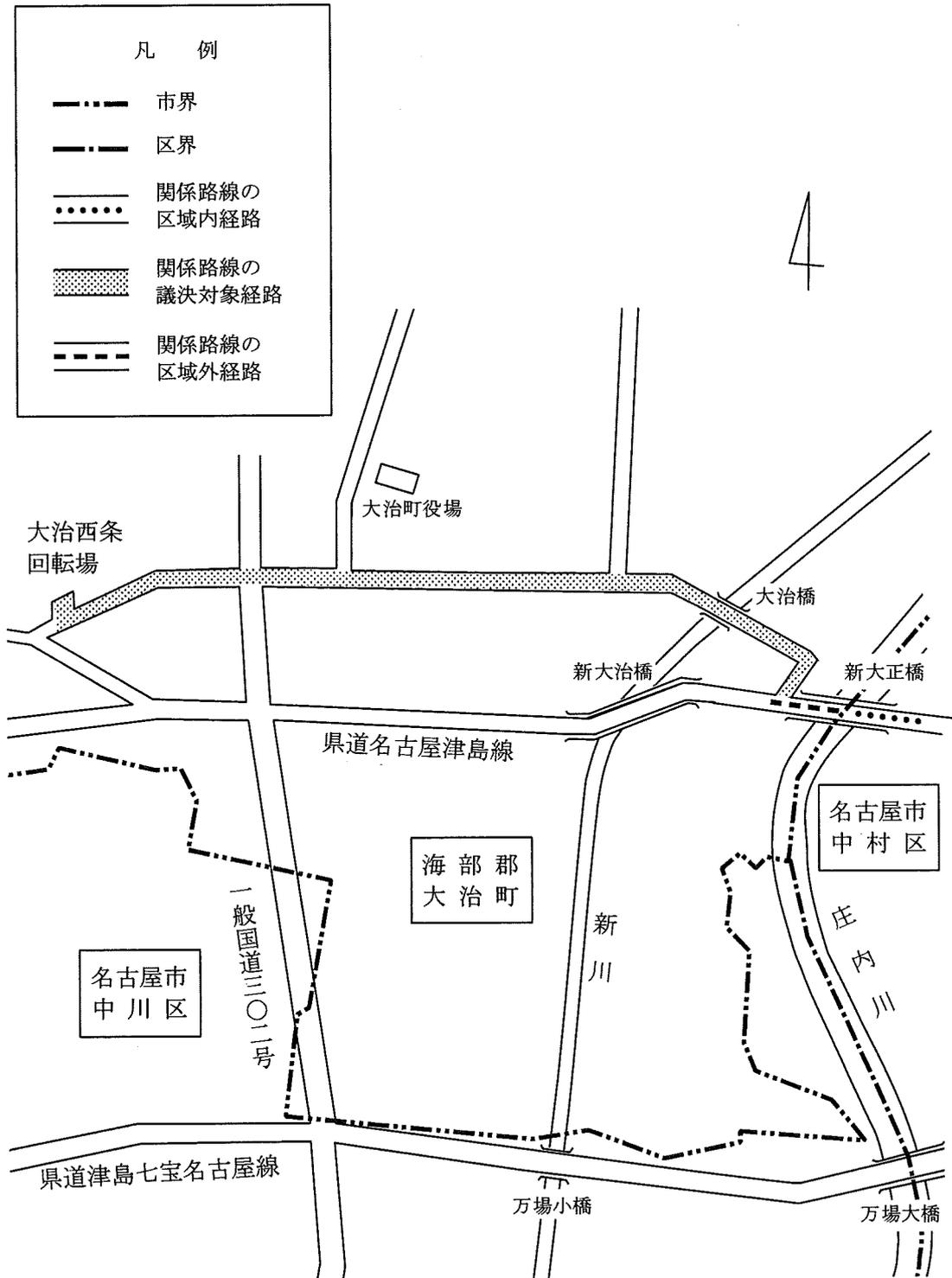
記

- 1 名称 名古屋市自動車運送事業
- 2 位置 愛知県海部郡大治町の区域のうち中部及び西部
- 3 料金及び手数料 乗合自動車乗車料条例（昭和22年名古屋市条例第2号）
の定めるところによる。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市自動車運送事業を区域外（海部郡大治町）においても営む必要があるによる。

(参 考)





この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。